



令和4年度 なは市民活動支援事業 助成団体 募集!

那覇市では、多様なつながりで共に助け合い、よりよい暮らしを実現するため、本市で社会貢献活動を行う市民活動団体へ活動資金を助成します。



一般コース
(上限: 50万円)



学生コース
(上限: 10万円)

対

象

主たる活動の場が那覇市で、
3名以上で構成されている市民活動団体

応募期間

令和4年5月13日(金)～
令和4年7月11日(月)17時(必着)

事業説明会

令和4年6月1日(水): 要申込
[午前の部] 11時～ [午後の部] 15時～

説明会のお申込みは、下記に必要事項を記入いただきFAXか、お電話にてお申込みください。

氏名 _____ 団体名 _____

参加希望時間 午前の部 午後の部 (希望の部を○で囲んでください。)

なは市民活動支援センター TEL:098-861-5024 FAX:098-861-5029

なは市民活動支援事業 事業概要

(事業目的)

多様なつながりで共に助け合い、よりよい暮らしを実現するため、本市で社会貢献活動を行う市民活動団体を支援することを目的に、市民活動団体の活動に対する助成金を交付する。

(助成の対象コース及び団体)

助成金の対象となる団体は、社会貢献活動を行う市民活動団体であり、次の各号に掲げるものとする（法人格の有無は問わない）。

(1) 一般コース NPO 法人や一般社団法人、自治会、ボランティア団体、PTA、子ども会、その他任意団体、グループで次の要件を全て満たす団体

ア 主たる活動が那覇市内で行われていること、又は行われること

イ 3名以上の構成員がいること

ウ 団体の規約等を有していること

(2) 学生コース 高校生や大学生、専門学校生等の学生で構成される次の要件を全て満たす団体、グループ

ア 主たる活動が那覇市内で行われていること、又は行われること

イ 3名以上の構成員がいること

ウ 指導教員または指導する保護者等がいること

(学生が未成年の場合は、当該指導者が助成金振込用銀行口座の管理を行なうこと)

(3) (1) (2)号の要件を満たす団体が主体となって組織する実行委員会等

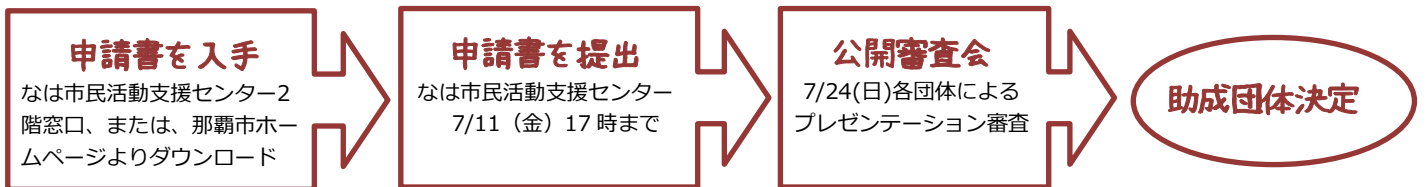
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、助成の対象としない。

(1) 政治、宗教、又は営利活動を目的とする団体

(2) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、または それらの暴力団又は暴力団員と密接な関係のある団体

(3) 公序良俗に反する団体またはそれらの団体と密接な関係にある団体

◆応募方法◆



当事業について、詳しくはホームページ等にて詳細をご確認下さい。

ご不明な点は、なは市民活動支援センター（平日 9:00～17:00）へお問い合わせ下さい。



なは市民活動支援センター（平日 9:00～17:00）
〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-1 なは市民協働プラザ 2 階
TEL : 098-861-5024 / FAX : 098-861-5029
メール : C-KATU005@city.naha.lg.jp



QRコードからホームページにアクセス



那覇市公式 HP



なは市民活動支援サイト